

III 提言

1 調査結果の分析と考察

(1) 学校と図書館の連携の内容

学校と図書館の連携の具体的な内容は、児童生徒が図書館に出向くものと図書館職員が学校に出向くものの 2 つに大別できる。図書館職員が学校に出向くケースでは、図書資料の貸出など図書館本来の業務に関するものが多いのに対し、児童生徒が図書館に出向くケースでは、職業体験や見学への対応など、図書館の機能に直接係わる事業ではないものが多くなっている。具体的な連携内容としては、概ね次のような内容があげられる。

A 学校を場とする活動

- 学校が図書館の団体貸出をうけて利用する
- 学校として移動図書館を利用する (BM)
- 司書やボランティアが学校で読み聞かせをする
- 司書が学校に来てレファレンスを行う (主として授業支援)
- 司書が学校で図書館の使い方を指導する

B 図書館を場とする活動

- 学校が図書館を職業体験の場として利用する
- 学校が図書館を見学する (特別活動や教科指導)
- 司書が教員研修で指導者として本の管理の仕方を教える
- 図書館の主催事業に学校としての組織的に参加する

これで明らかのように、学校と図書館の連携は、図書館がやや片務的に「学校の教育活動を支援する」という要素が強くなっている。しかし、図書館にとってみれば、図書資料がどのような形であれ、利用されることは図書館の目的に合致しているのである。したがって、博物館のような「実物資料」や「展示」「体験活動」にみられるような、図書館固有の教育方法や事業をことさら学校に持ち込むという傾向は見られない。また、図書館側が図書館そのものの利用を促進する姿勢ではなく、「図書資料の利用」に目的が焦点化されている点にも注目しておきたい。この点、博物館そのものの観覧者数の増加を企図している博物館と大きく異なっている。

これは図書館法にも第 3 条で「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない」とあり、学校教育の援助が 9 項にわたる図書館事業の前に掲げられている。なお、博物館法にはこうした条文は見られない。図書館は法的にも学校教育の援助が事業の前提となっていることに社会教育施設としての特徴がある。同時に図書館にとって学校と連携する意味は、児童生徒が図書館の存在やその有用性について知る契機ともなることがある。したがって、将来的に良質な図書館ユーザーが図書館に理解のある市民を育成していく点でも、学校と連携する意義は大きいと考えられる。図書館の長期的戦略の中に学校支援が位置付いている。

さらに学校と図書館が一つの目的にしたがって、お互いの教育機能を持ち寄り、何か新

しい事業を進めるという公民館と学校でしばしばみられるような協働モデルではなく、学校の教育活動の中で図書館が生かされる場を見つけ、積極的に提供していくことによって、学校教育の懐深くに入り込み、読書量と学力向上の相関関係の指摘とも相まって学校教員の心理的抵抗感を抑制している。独立した機関がそれぞれの機能を生かしながら、相互の目的を達成していこうとするよりも、学校教育のそのものに図書館利用を位置付けていこうとするところに大きな特質を見ることができる。それは結果として、学校教育の機能そのものを充実させるが、それ以上に図書館が計画的に学校を図書館のプランチとしていこうとする意図を読み取ることができる。同時に図書館からみれば、生涯にわたって図書館を利用するユーザーの育成にほかならず、いわば図書館機能の学校への拡張あるいは学校図書室を図書館の一部として取り込むことになっている。このことが違和感なく学校に受け入れられている。

こうした傾向はこれまで調査してきた博物館や公民館との連携事業と大きく異なる点である。それは図書自体が学校では正統的な教材であり、図書を媒介とした連携というよりも不思議な一体感を醸成しているといって良い。公民館や博物館との連携が学校にとって「特別なこと」であるのに対して、図書館との関係は自然にしかも一部の学校、一部の教員の実践ではなく、宇都宮市にみられるような市内のすべての学校であったり、学校が組織的に推進できたりするところにもう一つの特質がある。

(2) 図書館対象のアンケート調査から

栃木県内の全ての図書館が学校と連携する必要性を感じている。また、ほぼ全ての図書館で近隣の学校と何らかの連携事業を実施している実態が明らかとなった。連携事業を実施する成果としては、来館者の増加や図書館職員の連携推進に向けた意識の高揚などが挙げられた。

また、連携事業を実施する上での課題も明らかとなった。学校とのオンラインシステムや貸出にかかる配送車などのハード面をはじめ、授業で活用できる図書資料の確保などのソフトの面、また、対応する職員の数や学校側との情報共有を推進するための職員配置など、学校との連携を推進するための基盤整備が必ずしも十分には整っていないことが明らかになった。

特に、連携に対応する組織や体制のない図書館が3割程度存在しており、今後は担当者の配置を前提に、組織体制の充実を図ることが欠かせないと考えられる。しかし、これも同様に博物館や公民館との連携とは異なり、図書館の場合は、行政によって全ての学校と一緒に一体化を推進することが可能である。学校と図書館の関係強化に関する基盤形成として、次のような事例がみられるようになっている。

①図書館と学校図書館（室）をオンラインで結ぶシステムの導入。この施策は宇都宮市などに顕著にみられるように、全ての学校が対象となりやすく、一気に推進することができる。こうした条件整備は学校の標準的装備として位置付けられるようになる可能性を持っている。学校図書館（室）は、この時点で図書館の分館的な機能を持つことになる。

②学校に学校司書あるいは学校図書館活動支援員等の配置が進みつつある。市町により、

人数や勤務時間等の違いはあるものの、図書館と学校とを「つなぐ」「結びつける」などのコーディネート機能が期待できる。非常勤、あるいは嘱託職員の配置ではあるものの、学校への配置は、飛躍的に図書利用量を増加させ、読書環境が整備される基礎的条件となる。コーディネート機能とは、単に「つなぐ」ことではなく、時には学校や教員が気づいていないような図書館利用ニーズを見つけ出し、学校に提案することや「図書」「情報」という具体物を媒介として学校と図書館の関係を対等にする営みである。

③教職員を対象とした研修会や相談会を開催する図書館もみられるようになった。学校教員と図書館司書の情報共有とつながりづくりのためにはこうした研修会を通じて司書と「知り合いになる」ことが活動展開への契機となる効果がある。これらは公民館や博物館との連携でも同様のことが指摘されている。教員に限らず社会教育施設の理解は、そこに勤務する「人」を媒介して伝達される。司書と知り合いになることは図書館と知り合いになることである。

④図書館ボランティアによる学校図書館活動への支援がみられるようになった。司書の配置がない場合でも学校支援ボランティアが媒介する事例がみられている。学校支援ボランティアが学校図書室と図書館をつなぐ役割を果たす事例は県内でもみられ、高根沢町立阿久津中学校のボランティアにみられるようなボランティアが町の図書館と掛け合い中学生向けの図書を教室毎に貸し出しを受け、ボランティア自らが配置する活動を展開しており、読書量の増加に貢献している。県内では学校支援ボランティア活動の中でも読み聞かせや図書館（室）を媒介とする活動が多く、図書館（室）は、学校と地域をつなぐシンボルのような存在でもある。前述した阿久津中学校のようにボランティア自身が活動として、学校と図書館のコーディネートを担うケースも見られている。

⑤先行事例でみられるように図書館あるいは教育委員会に図書館との連携を推進する担当職員の配置がみられている。これは学力向上のための施策の一つとして位置付けられているものが多く、全市的な推進の窓口となり、オンライン化と並行して様々な施策を効果的に推進させている。

これらの傾向を見ると一つには連携をコーディネートする「人」とハードの整備にポイントがあることがわかる。

(3) 学校対象のアンケート調査から

学校を対象としたアンケート調査においても、大多数の学校が図書館との連携の必要性を感じ、栃木県では全国平均を上回る割合で連携事業を実施していることがわかった。

特に、「国語」「総合的な学習」「読書活動」などで積極的な連携事業が展開されている。

それらは学校を場とする活動が多く、図書館はそれに対応するサービスを展開している。学校では、学校で所蔵する図書だけでは教科指導や子どもの読書ニーズに対応できないという現状があり、図書館との連携がより切実なニーズとなっていることを示すものである。オンライン化は、こうしたニーズに対応する施策であり、効果を上げていることがわかる。

また、小学校での見学や中・高等学校での職業体験などの場として図書館を利用する例

が多く見られている。図書の貸出・利用という関係に止まらない関係づくりを、図書館側が受容しており、寛容性が高いと思われる。教員が図書館との連携に対して感じている、あるいは期待している効果として、「授業内容の充実」や「児童生徒の学習や読書活動への意欲の向上」があげられているが、図書館の寛容性と図書を媒介とした学校との親和性がこうした成果を生んでいるものとみることができる。

さて、連携の課題としてはまず、一つ目として、一定の連携事業の成果は上がりつつも連携についての理解・周知が十分ではないことがあげられる。やはり県全体をみると一部の市町の熱心な教員による特別な事例であると理解されているのが実態である。したがって、連携に関する先進事例などが周知されたり、図書館 HP 等で学校向け連携メニューなどが示されたりすることによって、さらに図書館と学校の連携が進展する可能性が高まり、他の社会教育施設と比べてもハードルは低い。二つ目は「時間的な制約」である。図書館との連携は多くの教員にとって、必ずしも優先的に取り組まなければならないことではない。教員は学習指導・児童生徒指導が中心的な仕事であり、図書館との連携事業の企画・検討やそのための連絡調整に多くの時間を割くことは困難である。また、教育課程は学習指導要領によって年間の指導時数や指導内容が定められている。そのため、図書資料等を用いてじっくりと調べる学習を常に行うだけの時間が配慮されていない。さらに、学校が図書館を訪問する場合には、図書館との往復に要する時間も考慮しなくてはならない。

しかし、こうした課題もオンライン化による態勢整備や学習指導の中に図書館を位置づけていくことによって、標準化する可能性が高い。

そこで注目されるのは、「図書館司書」と「学校教員」ではなく、図書館に勤務する指導主事や学校連携の担当者、学校司書やボランティアなど、コーディネートし、連携活動を推進する存在である。こうした中間的な存在が大きな役割を果たしていることがわかる。連携推進の要点は、こうした存在を組織的に位置づけることにあると言って良い。特に、本県の学校支援ボランティアは全国平均を上回る割合で組織されており、活動も多岐にわたり、連携事業に果たす役割も大きい。その際、学校側のニーズとボランティアの想いを整合させることができが連携事業の成否に大きな影響を与えると思われる。

(4) ヒアリング調査から

ヒアリング調査では、先行的かつ特徴的な連携事業を展開している 6 館を取り上げた。

北海道恵庭市の例は、図書館行政の一元化を図り、市立図書館が学校図書館を所管する組織体制が確立されており、学校図書館が市立図書館のブランチとして機能している。これは既に連携ではなく、一体化である。千葉県市川市では、教育委員会に図書館と学校の連携をコーディネートする「学校図書館支援センター」が設置され、そこに配置された指導主事が連携に関する指導・助言・コーディネートを行うことにより、円滑な連携が推進されている。

今回取り上げた事例に共通することは、連携に関する手続きを簡素化にし、学校が利用しやすいように学校の意向を尊重した配慮や工夫を重ねている点である。例えば、連携のメニュー やマニュアルが作成され、それがパンフレットや冊子なり、学校に配付されてい

る。また、図書館では、利用学年別・テーマ別に貸出セットが整えられるなどしている。さらに、Web 上で貸出状況の検索や申込み、メールでの問い合わせなどが可能になっていることに加えて、配送システムが整えられているケースも多い。こうして、学校は簡便な手続きで、必要な資料の提供を容易に受けることが可能になっている。

もう一つの特徴は、図書館職員と学校の図書担当職員の交流を促進していることである。合同研修会や両者が参加する「推薦図書選定会」などをとおして、図書館職員と学校の担当職員の間に顔の見える関係が構築されている。そのことが、お互いのニーズの把握という連携の基盤形成につながっていると考えられる。また、先進的な連携事例についての情報共有が行われ、管内の図書館や学校に速やかに波及する効果も生んでいると思われる。以上のことから、図書館と学校との交流を促進し、お互いのニーズを把握した上で、連携に係る手続きの省力化・簡便化を図ってきたことが、効果的な連携につながったものと考えられる。